



差押債権目録（１）

- 1 金 円（請求債権目録（１）記載の１）
- 2（１）令和 年 月から令和 年 月まで毎月 日限り
金 円ずつ（請求債権目録（１）記載の２(1)）
- （２）令和 年 月から令和 年 月まで毎月 日限り
金 円ずつ（請求債権目録（１）記載の２(2)）
- （３）令和 年 月から令和 年 月まで毎月 日限り
金 円ずつ（請求債権目録（１）記載の２(3)）

債務者（ ）勤務）が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで

ただし、頭書２の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし、上記残額が月額６６万円を超えるときは、その残額から３３万円を控除した金額）
- 2 賞与から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし、上記残額が６６万円を超えるときは、その残額から３３万円を控除した金額）

なお、１及び２により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして、１及び２と合計して頭書金額に満つるまで



差 押 債 権 目 録 (2)

金 円 (請求債権目録(2)記載の1)

債務者 (勤務) が, 第三債務者から支給される, 本命
令送達日以降支払期の到来する下記債権にして, 頭書金額に満つるまで

記

- 1 給料(基本給と諸手当。ただし, 通勤手当を除く。)から所得税, 住民税及び社会保険料を控除した残額の4分の1(ただし, 上記残額が月額44万円を超えるときは, その残額から33万円を控除した金額)
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1(ただし, 上記残額が44万円を超えるときは, その残額から33万円を控除した金額)

なお, 1及び2により弁済しないうちに退職したときは, 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして, 1及び2と合計して頭書金額に満つるまで